

「こどもひろば」の状況について

1 ふじみこどもひろば

(1) 概要

場 所	千代田区富士見 2-14-3 (衆議院九段議員宿舎跡地、国有財産の使用許可を受けて開設)
設置期間	平成28年2月19日 使用開始 ※国有財産の使用許可につき、1年ごとに使用許可を更新
利用対象者	(1) 主に幼児及び小学生とその保護者。(但し、プレーリーダーの配置及び遊び道具の貸出しは実施していない。) (2) 未就学児を対象とした保育所等の施設(乳幼児広場)
開放時間	毎週土、日、祝日 午前9時から午後5時(年末年始を除く) (8月のみ、午前9時から10時及び午後4時から5時)
運営方法	管理人は、ひろばの開場・閉場を担当。

(2) 利用実績

令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用人数	375	396	208	152	107	264	231	208	147	184	340	586	3,198	(人)
実施回数	10	12	10	9	10	11	9	10	8	9	11	10	119	(回)
1回あたり	37.5	33	20.8	16.9	10.7	24	25.7	20.8	18.4	20.4	30.9	58.6	26.9	(人)

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用人数	855	990	265	347	285	380	272	347	242	390	490	277	5,140	(人)
実施回数	9	13	8	10	11	10	9	11	8	9	10	8	116	(回)
1回あたり	95	76.2	33.1	34.7	25.9	38.0	30.2	31.5	30.3	43.3	49	34.6	44.3	(人)

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用人数	355	815	253	187	150	282	269	297	187				2,795	(人)
実施回数	9	13	8	11	10	10	10	10	8				89	(回)
1回あたり	39.4	62.7	31.6	17	15	28.2	26.9	29.7	23.4				31.4	(人)

(注) いずれも10時及び16時半時点の利用人数を合算している。

2 くだんしたこどもひろば

(1) 概 要

場 所	千代田区九段南1-3-5（民間の土地を区が一時借用）
設置期間	平成31年4月8日～令和4年11月末（予定） ※土地の所有者が再利用に着手するまでの間を予定
利用対象者	（1）主に幼児及び小学生とその保護者。 但し、ボールエリアを除き中学生及び高校生も利用可。 （2）未就学児を対象とした保育所等の施設
開放時間	毎日、午前9時から午後5時（年末年始を除く） 夏季（7月21日から8月31日）は、午前9時から午後6時
運営方法	管理人1名を管理事務所に常駐させ、ひろばの管理や清掃、遊具の貸出しを行う。

(2) 利用実績

令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用人数	658	741	811	703	369	768	751	970	733	706	905	1,644	9,759	(人)
実施回数	23	31	30	31	31	30	30	30	28	28	29	31	352	(回)
1回あたり	28.6	23.9	27.0	22.7	11.9	25.6	25.0	32.3	26.2	25.2	31.2	53.0	27.7	(人)

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用人数	875	759	575	536	630	871	994	1,080	801	751	866	859	9,597	(人)
実施回数	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359	(回)
1回あたり	29.2	24.5	19.2	17.3	20.3	29.0	32.1	36	28.6	26.8	30.9	27.7	26.7	(人)

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用人数	1,017	999	717	276	273	622	733	992	684				6,313	(人)
実施回数	30	31	30	31	31	30	31	30	28				272	(回)
1回あたり	33.9	32.2	23.9	8.9	8.81	20.7	23.6	33.1	24.4				23.2	(人)

(注) いずれも10時半及び16時半時点の利用人数を合算している。

(3) 中学生及び高校生の利用について

「くだんしたこどもひろば」についても、他の子どもの遊び場と同様に、「幼児及び小学生」を主な利用対象としているが、周知が進むにつれて「中学生及び高校生」の利用が増えてきた。

中高生と幼児や小学生が同一エリア内で遊ぶことは、体格差を考えると危険とも言えるが、中高生の居場所の確保という観点もあり、「ボール遊びエリア内は小学生以下を優先とし、その旨を掲示する」など、これまで何とか共存できるように工夫し、注意喚起を行いつつ中高生の利用を認めてきた。

しかしながら、中高生の一部の利用マナーに問題があり、乳幼児の保護者等から「危険である」との苦情が増えたこと、また管理人からの注意に対して中高生が従わないケースが増えたことなどから、やむなくボール遊びエリアに関しては「中学生及び高校生」の利用を制限するに至った。

なお、エリアを問わず、ひろば内で危険行為や迷惑行為を見かけた場合は、管理人がその場で注意することとなっている。

(4) ミニバスエリアについて

緊急事態宣言発令期間中及びまん延防止等重点措置が適用されている期間においては、ひろば全体としては開放しているものの、感染症拡大防止の観点から密接・密集しやすい環境を避けるため、ミニバスエリアの使用を中止した。

- ・ 中止期間 令和3年1月8日から3月21日まで
 令和3年4月12日から9月30日まで
 令和4年1月21日から現在まで

(5) 閉所について

くだんしたこどもひろばについては、土地所有者との間の当初からの取り決めにより、令和4年11月末をもって閉鎖することとなった。